

織田幹雄先生に学ぶ

今から86年前の1928年8月2日は、織田幹雄先生がアムステルダムオリンピックの三段跳びで日本人初の金メダルを獲得された日です。その偉業を称えるため毎年この時期に長男の正雄氏をお迎えし、「織田幹雄金メダルの日」記念事業」を開催しています。これまで、「ジャンプ&ジャンプ大会」として走り高跳びと走り幅跳びの指導などを行っていましたが、より多くの小・中学生に参加してもらおうと、今年から難易度の高い走り高跳びを50メートル走に代え、名称を「ジャンプ&ラン大会」に改めました。台風11号の影響で屋外での記録会はいえませんでした。例年よりも多い80名の参加がありました。広島陸上競技協会推薦の教員2名による指導は、長時間にわたる懇切丁寧なもので、子どもたちにとって大変有意義なものになりました。

現在、各公民館や役場などを巡回する「トップアスリート展」を開催しています。これは、昨年、ご遺族から寄贈いただいた先生ゆかりの品々を一般公開し、生誕から金メダル獲得後、指導者として活躍するまでの生涯を「出会いが生んだドラマ」と題して紹介するものです。

小学生時代に海田町の豊かな自然の

まちの話題

おめでとうございます

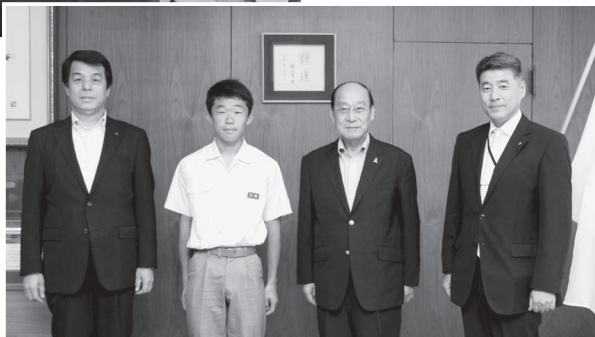
第60回全日本
中学校通信陸上競技
広島県大会

7月5日にエディオンスタジアム広島で開催された第60回全日本中学校通信陸上競技広島県大会において、海田中学校3年の日隅 健太郎さんが優勝し、町長を表敬訪問しました。種目は走り幅跳びで、記録は6メートル28でした。

また、8月17日から香川県で開催された第41回全日本中学校陸上競技選手権大会に出場し、惜しくも予選敗退となりましたが、この経験を糧に2020年東京オリンピックをめざしてください。



◀町長へ優勝の報告をする日隅さん（右）



夏の思い出がいっぱい！

ジュニアサマースクール



▲花の変化にびっくり！



▲炎の色は何色に変わるかな？



▲けん玉の技「かぶと虫」を練習



▲いろいろな昆虫を観察

小学校の夏休み期間中、公民館などで、小学生のための講座「ジュニアサマースクール」を開催し、たくさんの小学生が夏休みの思い出を作りました。

海田東公民館では、今回初めて「サイエンスショー」が開催されました。炎に液体を吹きかけたときの炎の色の変化や、液体窒素を使ったさまざまな実験に小学生たちは驚きの連続でした。

海田公民館の講座に参加した皆さんは廿日市市木材利用センターと広島市森林公園こんちゅう館に行き、けん玉作りや昆虫観察をしました。けん玉作りでは、名人からけん玉の指導も受け、伝承遊びに夢中になっていました。



◀▲どんな生物がいるかな？

川の中を観察

水辺教室



▲川の中をのぞいてみよう！

7月24日、瀬野川で水辺教室が開催されました。参加した小学生たちは実際に川の中に入り観察。

生物を調べ、楽しく水質を調査しました。



町民サービス室 ☎823-9219

FAX 823-7927

くらしの中の消費者トラブル

「無料で点検」のほずが、浄水器を買うハメに…点検商法に注意！

（独立行政法人国民生活センター発行「見守り新鮮情報第191号」より転載）

■相談内容■

突然「浄水器は点検が必要です。無料でできます」と電話があった。

10年前に買った古い浄水器を使っており、無料ならよいと思い、来てもらうことにした。その日の夕方男性が来て、点検後、「サビだらけなので買い換えたほうがよい」と新しい浄水器の購入を勧めた。50万円と高額だったので断ったところ、「本社と交渉したら、特別に38万円になった」と迫られたため、契約してしまった。3日後に集金に来る予定になっていた。一人住まいで、高額な契約をしたことが心配で夜も眠れない。

■アドバイス■

「無料で点検」などを口実に訪問し、点検後に消費者の不安をあおり、新たに製品を購入させる手口です。業者を安易に家の中に入れないようにしましょう。「特別に値引きする」などと言葉巧みに契約を迫られても、その場で契約してはいけません。いったん帰ってもらい、家族や周囲の人に相談しましょう。必要なればさっぱり断ることも大切です。

契約してしまっても、クーリング・オフや契約の取り消しなどができる場合があります。

■相談窓口■

海田町消費生活相談コーナー
☎823-9219

受付 ◆木曜日9時30分～16時
(12時～13時を除く)

場所 ◆役場2階町民サービス室
広島県生活センター ☎223-6111

受付 ◆月～金曜日9時～17時
場所 ◆広島市中区基町10-52
(県庁農林庁舎1階)

テレビ会議で
消費生活相談

海田町では、7月28日から町の消費生活相談窓口開設日の木曜日以外でも消費生活トラブルなどがあれば海田町の相談室と県の相談窓口がつながるテレビ会議システムを設置しています。相談者は、消費生活相談の窓口にあるカメラやマイクの付いたパソコンから画面の向こうの消費生活アドバイザーや弁護士と話し、架空請求のはがきなどの証拠品を示すこともできます。

困ったときは、お気軽にご相談ください。